

## 市立加西病院診療材料等物品調達及び管理等業務委託プロポーザル実施要領

次のとおり、公募型プロポーザル方式にて業務受託者を募集します。

### 1. 業務内容

#### (1) 事業名

診療材料等(※1)物品調達(※2)及び管理等業務委託

#### (2) 事業の主旨

院外SPDによる物品管理、物品納品等及び院内の物品配置管理業務を一者へ委託する事により、一層の本病院業務の効率化及び合理化、コストの削減、在庫の軽減等を行うものである。

※1. 診療材料等とは、医療用消耗器材料、衛生材料をいう。

※2. 調達業務とは、当該委託契約の業務受託者が卸業者、製造業者等と価格交渉を行い、物品を購入、確保する事をいう。

#### (3) 事業の内容等

診療材料等物品調達及び管理等業務委託

いわゆる「院外供給・預託・業務委託・販売型(SPD業者預託品)」によるものとする。但し、緊急物品の対応方法として、院内に保管場所(面積に限りあり)を貸与することも可能とする。

#### (4) 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。ただし、契約期間終了までに本院から何らかの意思表示がないときは、その翌日において更に1年間同一の条件でこの契約を更新するものとし、その後、令和11年3月31日までの間は毎年同様に更新できるものとする。

#### (5) 提案上限額(予算額)

6,600,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

### 2. 参加者資格及び評価基準

#### (1) 提案書の提出者に要求する資格(参加資格)

① 過去3年間に199床以上の病院において物品管理業務(SPD)受託実績があること。

② 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

③ 本事業を受託するに当たり、関係法令に基づく資格等を有していること。

④ 次のいずれかに該当するものは、応募者となることができない。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4に該当するもの。

(イ) 国税及び地方税を滞納しているもの。

(ウ) 加西市入札参加資格者登録のないもの。

(エ) 加西市指名停止基準に該当し、指名停止処分を受けているもの。

(オ) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続き開始の申し立てをしているもの。

(カ) 医薬品販売業許可証及び毒物劇物一般販売業登録票の提出ができないもの。

(キ) 高度管理医療機器等販売業の許可証の提出ができないもの。

(2) 提案書の評価基準

- ① 会社概要、経営状況の健全性、営業経歴等
- ② 関連業務の受注実績
- ③ 本公示における要求水準の各項目に対し、具体的な提案を明記
- ④ 見積金額

※初期導入費・5年間業務委託費用(システム関係等必要な全ての費用を含む。)

※年額(12ヶ月分)を記入するものとし、12で割り切れる金額とすること。

3. 要求水準等

当該契約の業務受託者は、下記の事項を適正に実施するものとする。

なお、当該契約の業務受託者は、安定かつ継続的に当該業務を推進できる体制及び状況であり、関連業務の実績を有する事とする。

(1) 基本事項

- ① 医療の質の向上及び安全を確保し、患者へのサービスを向上できること。
- ② 業務パートナーとして、本院の立場に立った業務運営ができること。
- ③ 本院の経営の合理化及び効率化、継続的なコスト縮減による経営改善に貢献できること。
- ④ 医療スタッフとの協調を重視し、信頼を確保できること。
- ⑤ 当該業務の運営を支障なく開始できるよう運営準備を進め、令和6年4月1日から適正に業務を開始できること。
- ⑥ 当該業務に関し、準備期間及び業務開始後も本契約の業務受託者方及び本院スタッフに対する周知、教育が徹底できること。
- ⑦ 医療スタッフが本来業務に専念できること。
- ⑧ 物品を一括調達し、本院に納品できること。

(2) 調達に関する事項

- ① 本院が必要とする物品、併せて新たな物品の要求に対応できること。
- ② 計画的及び効率的に価格交渉を行い、適正な価格で調達できること。
- ③ 市場価格を本院に開示できること。
- ④ 物品の品目選択は、原則として本院に委任できること。

(3) 納品に関する事項

- ① 常に業務に支障の生じることがないよう、各部署に必要な物品が必要なときに使用できるよう納品できること。
- ② 大規模事故、災害等の緊急時に本院が必要とする物品を、できる限り迅速に納品できること。

(4) 院内に配置する物品の管理に関する事項

- ① 部署配置定数を設定し、定期的な見直しができること。
- ② 使用期限管理を行い、常に適正な品質を確保できること。
- ③ 各部署に配置する物品は、消費するまでは当該契約の相手方の資産として預託できること。
- ④ 物品を製造業者出荷時の包装単位以下に分割し、供給できること。ただし、分割することが法令等に抵触する場合、物品の品質管理の上で不適切である場合等は、その旨を本院に説明し、分割は行わないこと。
- ⑤ 当該契約の業務受託者、本院職員が期限切れの物品を使用しないように、滅菌期限(適時)、不動態在庫等の定期的なチェックができること。

(5) システム運用管理に関する事項

- ① 本業務の遂行に必要な運用管理システムを、受託者の負担で構築できること。
- ② 本業務の遂行に必要な管理マスタを作成し、随時更新等ができること。

(6) 購買、消費管理に関する事項

- ① 消費実績分析を行い、経営の合理化及び効率化に貢献できること。
- ② 診療報酬請求データとの突号により、請求漏れ防止、差異原因追求等ができること。

(7) クレーム処理対応に関する事項

診療材料等において、不具合・自主回収が生じた場合は、速やかに本院関係部署へ報告、迅速に対応可能なこと。

(8) 情報提供及び改善支援に関する事項

- ① 定期的に本院と協議し、同種同効品の整理及び発生防止、新規採用品の適正化等を提案、支援できること。
- ② 新技術、新製品に関する情報提供ができること。
- ③ 経営管理の上で必要なデータは随時提供し、分析による改善提案ができること。
- ④ 本院が開催する診療材料購入物流改善委員会に出席し、下記(ア)から(ウ)事項ができることが望ましい。
  - (ア) 価格削減の進捗状況を報告すること。
  - (イ) 同種同効品を精査し、必要最小品目での統一化を図るように提案すること。
  - (ウ) 同種同効品を精査し、より安価な同等品を調査し、提案すること。

4. 参加手続等

本件委託業務を希望する者は、次により関係書類を提出してください。

(1) 参加申込締切

令和6年2月14日(水)午後5時まで

(2) 提出先

市立加西病院事務局施設用度課

(3) 提出書類及び部数

- ① (様式第1号)参加表明書兼参加資格審査申請書
- ② 営業経歴書
- ③ 事業概要
- ④ 受託実績
- ⑤ 財務諸表(決算書)
- ⑥ 納税証明書
- ⑦ 登記簿謄本
- ⑧ 企画提案書

提出部数

- ①～⑦ 1部 ⑧ 6部

(4) プレゼンテーション及びヒアリング日程

- ① 日時 令和6年2月下旬
- ② 場所 市立加西病院 講義室
- ③ 内容 プレゼンテーション 15分 質疑応答 10分

(5) 審査結果

令和6年3月上旬頃を目途に文書で通知する。

また選定の過程や評価結果については、加西病院ホームページで公開する。

(6) その他

- ① 提出書類について提出後の追加及び変更は認めません。
- ② 提案書等の作成・提出に要する費用は提案者の負担とします。
- ③ 提出された書類は返却しません。
- ④ 提出された書類は、加西市情報公開条例に基づき公開することがあります。
- ⑤ 問合先は、上記提出先に同じ。
- ⑥ 提出された書類をこの募集の選定以外の目的では使用しません。
- ⑦ 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

【日程】

時期	内容
令和6年1月12日(金)	HPによる公募開始
令和6年1月31日(水)	質問受付締切日
令和6年2月7日(水)	質問回答日
令和6年2月14日(水)	参加申込期限(公募終了)
令和6年2月下旬	プレゼンテーション日
令和6年3月上旬	結果通知

## 5. 選定方法

- (1) 委託業者の選定は、診療材料等物品調達及び管理等業務 委託業者選考委員会が行う。
- (2) 業者の選定は提出書類及びプレゼンテーションの結果を総合的に評価し、最も優れた提案を行ったものを委託候補者に選定する。

## 6. 選定後の手続き

- (1) 委託業者として選定された提案者は、選定結果通知後 2 週間以内に準備作業について病院側と打ち合わせを行うこととする。
- (2) 業務準備については、概ね 3 月上旬より現場に入り、引継を確実にすること。
- (3) 準備経費は受託者負担とする。
- (4) 契約の締結  
落札決定後14日以内に本院の定めた契約書により契約を締結する。  
契約の締結に当たり、加西市暴力団排除条例及び加西市契約事務等から暴力団等の排除に関する要綱に基づき、誓約書の提出が必要です。

## 7. 質疑・回答

- (1) 質問がある場合は、質問事項を記載のうえ、令和 6 年 1 月 31 日までに、文書または電子メールにより所管課宛に送信すること。メールの件名は「市立加西病院診療材料等物品調達及び管理等業務委託に係るプロポーザルの問い合わせについて(会社名)」とすること。
- (2) 質疑に対する回答は、令和 6 年 2 月 7 日までに、加西病院ホームページに掲載する。  
※参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、回答しないことができる。

## 8. その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ① 募集要領に定める事項に違反が判明した場合
  - ② 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
  - ③ 提出期限に遅れた場合
  - ④ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
  - ⑤ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合
- (2) 本提案協議の提案書提出の日から、選定委員会において、選考が終了するまでの間に、選定委員又は事務局に対する営業活動を禁止します。
- (3) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (4) 採用された企画提案書は、「加西市情報公開条例（平成 9 年加西市条例第 1 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (5) 契約候補者となった場合、業務実績として本院の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本院の許可なく開示できないこととする。
- (6) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。

(7) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜本院が判断するものとする。

9. 問い合わせ先

市立加西病院 施設用度課 施設用度係

〒675-2393 兵庫県加西市北条町横尾1丁目13番地

電話 0790-42-2200(代)

FAX 0790-42-3460

Mail [byoinyodo@city.kasai.lg.jp](mailto:byoinyodo@city.kasai.lg.jp)